

## 半田市ひとり親家庭等自立支援給付金支給要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、半田市ひとり親家庭等自立支援対策事業実施要綱第3条第1号の半田市ひとり親家庭等自立支援給付金支給事業の実施について、同要綱、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(給付金の支給)

第2条 ひとり親家庭等の自立を支援するため、ひとり親家庭等に対し、就職に役立つ技能の修得及び資格の取得のための給付金を支給する。

(給付金の種類)

第3条 前条に規定する給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 自立支援教育訓練給付金
- (2) 資格取得就業一時金
- (3) 高等職業訓練促進給付金
- (4) 高等職業訓練修了支援給付金
- (5) 受講修了時給付金
- (6) 合格時給付金
- (7) 受験支援給付金

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項の規定については、平成23年4月1日以降に受講を開始した者に適用し、平成23年3月31日以前に受講を開始した者については、なお従前の例による。

2 第5条第3項の規定については、平成20年4月1日以降に養成機関で修業を開始した者に適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に使用している改正前の様式は、この要綱の施行後も当分の間使用することができる。